

新型コロナウイルス感染症経営改善支援特別融資保証 (県伴走支援)

制度の特徴

一定要件を満たした中小企業者が、金融機関との対話を通じてコロナ禍を乗り切るための「経営行動計画」を策定したうえで、金融機関による継続的な伴走支援を受けることができる県の制度です。

対 象 者	次のいずれかに該当し、かつ「経営行動計画書」を策定した中小企業者 1.SN4号、SN5号いずれかの認定書を取得した中小企業者 2.前年同月売上比較5%以上減少かつ、前年同月売上がコロナ前決算の平均売上比較15%以上減少している中小企業者（SN認定書不要、一般保証枠で対応、詳細は制度要綱参照）
保 証 限 度 額	6, 0 0 0 万円
保 証 期 間	1 0 年以内
据 置 期 間	5 年以内
金 利	1.0%以内
保 証 料	不要(全額補助)
担 保	不要
連 帯 保 証 人	原則として、法人の代表者を除いては、保証人は不要 (一定の要件を満たせば、経営者保証を不要とする取り扱いが可能です)